

## 実地指導での指摘事項（認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護）

### 1 入浴介助加算について

- ① 入浴介助に関する記録について、入浴の有無の記録はあるが、援助の内容や入浴時の利用者の様子等の記録が不十分であった。

入浴介助加算は入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであることから、このことについて実際の援助内容等が分かるように入浴の記録をしてください。

- ② 認知症対応型(地域密着型)通所介護計画に入浴サービス提供の位置づけがないにも関わらず、入浴介助加算を算定していた。

認知症対応型(地域密着型)通所介護計画は介護報酬算定の根拠となる書類です。利用者にとって必要なサービスを遺漏なく位置づけることにより、適正な介護給付ができるよう努めてください。

#### 参考

##### 【地費】別表3注 46

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定の単位数に加算する。

##### 【利用者等告示】三十七

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助

##### 【地費留意事項】第2の4(5)

入浴介助加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであるが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。

また、認知症対応型(地域密着型)通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

## 2 屋外サービスの提供について

- ① 提供された屋外サービスが効果的な機能訓練となっていない。

屋外でのサービス提供は、「効果的な機能訓練等のサービスが提供できること」となっているため、単なる「花見」や「気分転換」という理由では、屋外サービスを介護保険サービスで提供することはできません。

- ② 認知症対応型(地域密着型)通所介護計画に屋外サービスを位置付けていない。

①を踏まえ、どのような目的でどのような内容の屋外サービスを提供するのか、あらかじめ、認知症対応型(地域密着型)通所介護計画に位置づけをしてください。ただし、効果的な機能訓練の位置づけがない場合は、屋外サービスを介護保険サービスで提供することはできません。

- ③ 屋外サービスを提供した日時や内容の記録がない。

屋外サービスを提供した場合は、介護の経過記録等に外出した時間や内容を記録するようにしてください。

### 参考

#### 【指定基準解釈通知】第3の三 3(2)③

指定認知症対応型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。

- イ あらかじめ認知症対応型通所介護計画に位置づけられていること
- ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できる

### 3 機能訓練指導員の役割について

- ① 機能訓練指導員の配置はあるが、機能訓練指導員が機能訓練の指導をした記録がない。

機能訓練指導員は配置すべき時間数の基準はなく、事業所が必要とする時間数配置すれば良いことになっています。しかし、配置をしているだけで、機能訓練指導員としての職務をしていない場合が見受けられます。日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う能力を有する者として、機能訓練を実施するようにしてください。

#### 参考

【指定基準】第42条1項三

機能訓練指導員 1以上

【指定基準】第42条第5項

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

【指定基準解釈通知】第3の三 2(1)③ト

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

### 4 個別機能訓練加算について（地域密着型通所介護）

- ① 個別機能訓練加算の算定対象者について、利用者の居宅を訪問し、居宅における生活状況を確認した記録が、確認できなかった。

個別機能訓練加算を算定している利用者については、3か月に1回以上、当該利用者の居宅を訪問した上で居宅における生活状況を確認し、その訪問者や確認した内容を記録しなければなりません。

#### 参考

【地費留意事項】第2の3の2(8)⑨

個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、多職種協働で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3か月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し、記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。また、評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。

## 5 認知症対応型通所介護計画・地域密着型通所介護計画について

- ① 認知症対応型(地域密着型)通所介護計画が、見直しされないまま、長期間同じ目標となっていた。

認知症対応型(地域密着型)通所介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成しなければなりません。定期的に目標の達成状況を確認することで新たなニーズ等を把握し、それを計画に反映するようにしてください。また、長期間目標が達成されないような計画は、それ自体が不適切な目標設定をしていることとなるので、見直してください。

### 参考

#### 【指定基準】第 52 条

指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

#### 【指定基準】第 52 条第 5 項

認知症対応型通所介護従業者は、それぞれ利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

## 6 運営規程の内容について（地域密着型通所介護）

- ① 運営規程(重要事項説明書、契約書等含む)のサービスの種類の記載が従前の「通所介護のままとなっていた。

同じ通所サービスであっても、地域密着型サービスは居宅サービスと運用が異なります。それを利用者等に意識づけるためにも、サービスの種類名を「地域密着型通所介護」と表記してください。

- ② 通常の事業の実施地域に市外が含まれていた。

地域密着型サービスの通常の事業の実施地域は、最大範囲が周南市内となります(市内の地域を細かく区切って、事業の実施範囲とすることは可能)。従前の「通所介護」の事業の実施地域のまま、他市の地域が含まれている場合は、市内の範囲に変更してください。

## 7 利用定員について

- ① 地域密着型(認知症対応型)通所介護の利用者数が定員を超過している日があった。

地域密着型サービス事業所に有料老人ホームやサービス付き高齢者専用住宅等が併設されている場合、地域密着型(認知症対応型)通所介護の提供時間中に、当該サービスを利用しない入居者が、地域密着型(認知症対応型)通所介護事業所の食堂兼機能訓練室にて過ごすようにすることは、指定基準を満たせなくなるとともに、公平性の観点からも認められません。

## その他留意事項（地域密着型通所介護）

### 1 機能訓練指導員の配置について

機能訓練指導員は、国が示す資格を有する者でなければなりません。しかし山口県では「個別機能訓練加算を算定しない場合は配置を必ずしも必要としない」されていましたが、それは誤った解釈であったと、平成 28 年 3 月 21 日に通知がされています。

日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練を行う従業者をすべて「機能訓練指導員」として扱っている事業所が見られますが、それは誤りです。また、国が示した資格を有するものであっても、機能訓練を実施しない場合は機能訓練指導員ではなく、介護職員となります。

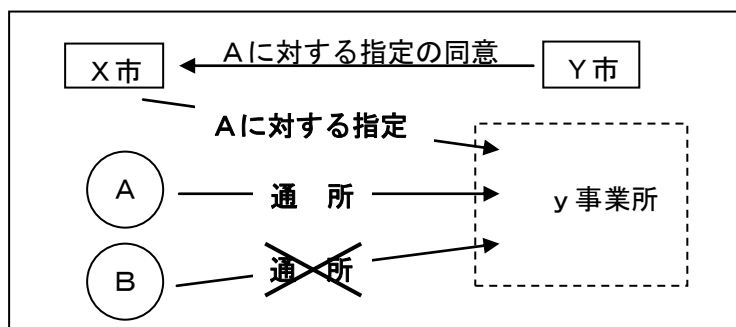
### 2 地域密着型通所介護事業所におけるみなし指定について

平成 28 年 3 月 31 日時点で市外の被保険者（住所地特例を除く）の利用があった場合は、引き続き利用できるよう「みなし指定」が採用されています。このみなし指定の有効期間は、従前の通所介護事業所として山口県が指定した期間が終了するまでであり、それ以降の市外の被保険者の利用は、保険者から利用者ごとの指定を受けなければなりません。（もし指定を受けずに引き続き利用させた場合は、介護報酬の返還となります。）現在の利用者がそのまま利用できるかどうかは、保険者によって異なるので、早めに当該市外被保険者の保険者に確認をしてください。

周南市は、平成 28 年 3 月 31 日以前より継続している利用者であっても、居宅から実際に通所している場合以外、認めていません。例えば、市外の有料老人ホーム等に入所し、当該有料老人ホームが所在する市町村の地域密着型通所介護を利用している場合において、本市に住所を置いたままにしている場合は、指定の更新ではなく、住所変更をするよう対応をお願いしているところです。

また、市外の地域密着型通所介護を利用するための指定は、当該被保険者個人ごとに行われます。例えば、X市に住民票がある利用者AがY市所在の地域密着型通所介護y事業所を利用しており、X市は利用者Aに対する指定をしています。その後X市に住民票があるBが新たにy事業所の利用を希望しても、X市からの指定は利用者Aにのみ係るので、Bは利用できません。（もしBに係る指定を受けないまま利用させた場合、介護報酬は返還となります。）

既述のとおり、みなし指定の「継続」利用以外、市外の利用は認めておりませんので、注意してください。



## 参照法令

---

法……介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

則……介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚令第36号)

指定基準…指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成18年3月14日厚労令第34号)

解釈通知…指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準に  
ついて

(平成18年3月31日老計発第0331004号 老振発第0331004号 老老発第0331017号)

地費……指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)

留意事項…指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密  
着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項  
について

(平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号)

利用者等告示……厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等  
(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)